

裁判官の職務情報提供推進委員会報告

弁護士が提供する職務情報が、裁判官の再任適否や人事評価の資料となる

裁判官の職務情報提供推進委員会元委員長 森田 太三 (34 期)

1 裁判官の職務情報提供推進委員会

弁護士等の提供する裁判官の職務情報を、裁判官の再任適否の判断や人事評価の資料とするのが、いわゆる外部情報提供制度である。

当委員会は、会員が行うこれらの裁判官の職務情報提供を推進することを主な活動内容としている。当委員会の主な活動内容の理解を得るとともに、会員による裁判官の職務情報提供がより積極的に行われることを期待する。なお、外部情報提供制度においては、職務情報提供者の氏名は、当該裁判官には知られない仕組みとなっている。

2 裁判官の再任適否の判断資料となる職務情報

最高裁判所の下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づく外部情報提供制度は、再任期裁判官に関する再任適否の判断資料となる職務情報の提供を求めるものである。

再任期裁判官の再任適否についての下級裁判所裁判官指名諮問委員会の意見申述が、例年、4月任官の裁判官については12月に、10月任官の裁判官については7月になされているため、それぞれの約2月前である10月と5月とに、該当する再任期裁判官に関する職務情報の提供が求められる。

弁護士の提供する再任期裁判官に関する職務情報が、裁判所内部では把握していない情報であった場合などは、提供した職務情報が再任適否の判断に大きく影響することになる。再任期裁判官の再任適否についての下級裁判所裁判官指名諮問委員会の意見申述が適正になされるための職務情報の提供を、会員が積極的に行うことを期待する。

3 人事評価の資料となる職務情報

最高裁判所の裁判官の人事評価に関する規則に基づく外部情報提供制度は、人事評価の資料となる裁判官の職務情報の提供を求めるものである。

裁判官の人事評価の基準日が毎年8月1日で、評価権者による面談が7月になされることから、6月末日までに裁判官の職務情報の提供をすることが求められる。弁護士の提供する裁判官の職務情報は、評価権者が行

う人事評価における貴重な資料として活用されている。裁判官に対する人事評価が適正になされるための職務情報の提供を、会員が積極的に行うことを期待する。

4 報告書提出をご検討ください

平成24年10月から平成25年9月までの一年間の人事評価の情報提供数は、東京弁護士会で分かった範囲で40件以上、再任適否の職務情報は数件であった。

訴訟指揮や判決等を通じた法的知識、論点理解力、審理を運営してゆくためのマネジメント能力、当事者との意思疎通、説得力、柔軟性、法廷における態度などにつき、例えば、訴訟指揮が強引だ、当事者の意見を聞こうとしない、判決文が簡潔過ぎて意味が不明だ、判決日が何度も延びる、和解の押しつけがある等のケースに出合われたら、報告をお願いしたい。

東京では、問題のある裁判にあわないので報告する必要がないのではという声もある。しかし、この職務情報は人事評価の適正を通じてよりよい裁判官を選任、育成してゆくための制度であり、優れた裁判官についてもその情報を提出いただくことは大きな意義があるのでマイナス評価だけでなくプラス評価の場合もぜひ提出をお願いしたい。

最高裁の下級裁判所裁判官指名諮問委員会や各地の地域委員会の議事要旨は、最高裁のHPで閲覧できるが、当会のHPにもリンクを貼っているので見ることができる。

ちなみに、これまでこの制度による外部情報を含めた裁判所内外の情報による評価によって、再任不適格者となったケースは毎年数名にのぼり、私たちの報告書は貴重な情報資料として活用されている。

情報提供の方法について定められた様式はなく、適宜、高等裁判所や地方裁判所の各総務課長宛に提出することとなっているが、分からない点は当会にお問い合わせいただきたい。また、当会のHPの案内を参照していただきたい。報告書の雛型は会員室にも備え置きしているが、会員サイトからダウンロードすることもできる（東弁WEB会員専用ページ→左下にある「裁判官に関する情報提供のお願い」をクリック→「裁判官の職務情報を提出する方法」をクリック）。